

誓約書

GinzaRich 御中

私 山口紗代¹ は、GinzaRich でセラピストとして勤務するにあたり、以下の各事項を遵守することを誓約いたします。

1. お客様に対し、医療行為ないし医療類似行為となるマッサージ、又は、回春マッサージ等の法令及び公序良俗に反するような行為その他性的なサービスは一切行いません。
2. お客様には紙ショーツの着用をさせ、自ら下半身を露出する行為、自慰行為もいたしません。
3. 他のセラピストへのスカウト行為、移籍の勧誘を行いません。
4. お客様について次の事項があった場合、直ちに店運営者へ報告をし指示に従います。
 - a 未成年者、暴力団員その他反社会的勢力関係者、薬物使用者、泥酔者であることが判明した
 - b 水虫がある方、高熱など感染症の疑いがある方、皮膚に炎症がある方、その他重い病気で医師の治療を受けている方であることが判明した
 - c 録画機器(ビデオカメラ・カメラ付携帯・ICレコーダー・その他一切の機器等)を用いて録音・録画をしていたことが判明した
 - d 同業者(雇用、依頼されている者を含む)であることが判明した
 - e 個人的な連絡先交換の過度な要求、店外デートの誘い又はつきまとい行為をした
 - f 紙ショーツの着用を拒否、下半身の露出、自慰行為をしようとした
 - g ボディタッチ、性的な要求、言葉でのセクハラ行為をした
 - h 私の指示に従わないなど、通常の施術を妨害する行為をした
5. 知り得た情報(お客様情報、店舗内部情報)は守秘義務が発生すると認識し、店外やネット上で一切漏洩しません。
6. 前各項に違反して GinzaRich に損害を与えた場合には、即時業務委託解除、損害賠償請求、刑事告訴等の法的責任追及の可能性があることを承知し、GinzaRich が被った一切の損害(訴訟費用を含む)の全額を賠償します。

本誓約書に定めのない事項については、店運営者と協議の上定めるものとします。
上記事項について内容をすべて理解した上で遵守することを誓約します。

2021年3月29日

電話番号：090-1083-7276 氏名：山口 紗代

業務委託契約書

(以下「甲」という。)と、山口紗代 (以下「乙」という。)とは、甲の事業であるメンテナンス業務の一部を乙に委託するものとし、ここに業務委託契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (契約業務の内容)

- 乙ともに日本国内の法令を遵守し、甲は乙に対し本契約における業務内容を詳細に説明し乙はこれを遵守すること。

第2条 (業務契約期間)

- 本契約の有効期間は、契約締結の日から1ヶ月とする。
- 本契約には更新の定めはなく、契約期間満了後に改めて契約する場合は甲乙協議の上、再度契約を締結する。なお契約は書面契約、口頭契約を問わない。

第3条 (業務委託の遂行方法)

- 委託業務の遂行にあたって、稼働日及び稼働時間は乙の裁量に属するものとし許諾の自由を有するものとする。
- 業務内容及び遂行方法に対する指揮監督は受けられないものとする。
- 但し、業務遂行の必要性などから、事前の十分な打合わせ等、関係者間で協議しつつ協力関係を保持することとする。

第4条 (委託手数料)

- 甲が乙に対して支払う本契約の委託手数料は、甲の業務委託手数料表に基づき、甲が乙に対し現金による支払いを原則とする。
なお、甲が乙に支払う業務委託手数料には消費税が含まれている。
- 乙の公租については、乙自らの責任において対処すること。

第5条 (本契約における乙の地位)

- 乙は、甲が委託する業務を請け負うものであり、甲との雇用関係はないので保証給付等は生じなく、当然に社会保険・労働保険の加入はない。
- したがって、業務上の災害など万一の場合においても、雇用関係としての保証を甲に対して求めることはできないものとする。
- 乙は自己の責任において、適切な確定申告を行い納税の義務を果たすものとする。
- 乙は適切な納税義務を果たすため所轄税務署へ必要な届出を行うものとする。
- 乙は独立した個人事業主であるため甲は乙の業業を禁止することはできない。

第6条 (直接取引の制限)

- 乙は本契約期間中、直接甲の顧客との取引及び契約を、甲の承諾を得ないで行うことやこれらを約する行為をしてはならない。また、本契約の終了、解約または満了後においても同様とする。

第7条 (損害賠償)

- 本契約業務の遂行中、乙の故意または過失により、甲もしくは第三者に与えた損

害に対し、乙は損害賠償の責任を負う。

- サービスの利用者が乙の業務に対して支払ったサービスの利用料は、乙が利用者から收受し、甲に受け渡すものとする。なお、乙が利用者から收受した利用料を甲に渡す前に紛失した場合は、紛失した額と同等の額を甲に支払わなければならない。

第8条 (守秘義務)

乙は、本契約に基づき業務上知り得た情報、または甲の機密書類及びデータ等を外部に持ち出し、第三者に対し提供または漏洩してはならない。万一、違反した場合は甲に対し損害賠償の責を負う。

本契約を締結したことを証するため本書を1通作成し、甲乙記名捺印の上、甲が原本を乙が写しを保有する。

令和3年3月29日
平成33年3月29日

甲

乙 住所

港区芝浦1-11-8-706

氏名

山口紗代

電話番号

090-1083-7276